

評価基準

(1) 第1次審査（書面審査）

(ア) 企画提案書等を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査（第1次審査）を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、(2)の第2次審査を行うものとする。第1次審査を実施しない場合は、企画提案書等を提出した全事業者を(2)の第2次審査の対象とする。

評価基準（第1次審査）

評価項目		評価のポイント	評価基準	配点
書面審査事項	企業の実績	同種業務又は類似業務における過去5年の実績 (最大5件) ①同種業務：沖縄における産業用地開発やまちづくりを検討した業務 ②類似業務：産業用地開発やまちづくりを検討した業務	① 10点/件 ② 5点/件	50
	地域精通度	管理技術者（責任者）が、同種業務又は類似業務に従事した過去5年の実績（最大5件） ①同種業務：沖縄における産業用地開発やまちづくりを検討した業務 ②類似業務：産業用地開発やまちづくりを検討した業務	① 5点/件 ② 3点/件	25
	業務実施体制	事業を適切かつ効率的に実施できる人員配置（専門家、スタッフ）になっているか、管理責任者（管理技術者）の資格により以下のとおり評価する。 ①技術士（都市計画及び地方計画） ②RCCM（都市計画及び地方計画） ③その他本業務を円滑に遂行する上で、有用な資格 (①②の他分野業務で、本業務で有用と認められる資格等を含む) ④資格なし ※資格を取得したことがわかる資料の写しを添付すること。	① 25 ② 20 ③ 15 ④ 10	25
合計				100

※「企業の実績」「地域精通度」については、実績を証明するもの（テクリスの写し等）を添付すること。

※「企業の実績」について、共同企業体で応募する場合は、代表者（代表企業）の実績とする。

※「業務実施体制」については、管理技術者（責任者）が取得した資格を証明する資料の写しを添付すること。

評価基準

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

評価基準（第2次審査）

評価項目		評価のポイント	評価基準	配点
書面審査事項	企業の実績	同種業務又は類似業務における過去5年の実績 (最大5件) ①同種業務：沖縄における産業用地開発やまちづくりを検討した業務 ②類似業務：産業用地開発やまちづくりを検討した検討した業務	① 2点/件 ② 1点/件	10
	地域精通度	管理技術者（責任者）が、同種業務又は類似業務に従事した過去5年の実績（最大5件） ①同種業務：沖縄における産業用地開発やまちづくりを検討した業務 ②類似業務：産業用地開発やまちづくりを検討した検討した業務	① 2点/件 ② 1点/件	10
	業務実施体制	事業を適切かつ効率的に実施できる人員配置（専門家、スタッフ）になっているか、管理責任者（管理技術者）の資格により以下のとおり評価する。 ①技術士（都市計画及び地方計画） ②RCCM（都市計画及び地方計画） ③その他本業務を円滑に遂行する上で、有用な資格 （①②の他分野業務で、本業務で有用と認められる資格等を含む） ④資格なし ※資格を取得したことがわかる資料の写しを添付すること。	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4	10
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解しているか	10	
	実施手順・工程	業務の実施手順、工程は妥当か	10	
特定テーマに関する提案	的確性	テーマに対する着眼点、問題点、解決方法が網羅され地域特性との整合性があるか	20	
	実現性	提案内容に説得力があるか、提案内容を裏付ける実績があるか	20	
	独創性	専門的な知見に基づく新たな提案や検討・解析手法の提案があるか	10	
合計			100	

※「企業の実績」「地域精通度」については、実績を証明するもの（テクリスの写し等）を添付すること。

※「企業の実績」について、共同企業体で応募する場合は、代表者（代表企業）の実績とする。

※「業務実施体制」については、管理技術者（責任者）が取得した資格を証明する資料の写しを添付すること。

※特定テーマについては、「プロポーザル方式実施説明書 第2章」を参照のこと。

評価基準

(3) 提案者の順位の決定及び最低基準点の設定（第2次審査）

(ア) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、点数の高い候補者を「1点」、次点を「2点」、3位を「3点」、以下同じとし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も低いものを受託候補者とする。

(イ) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

① 評価項目「特定テーマに関する提案-的確性」の点数が高い者を上位とする。

② ①も同点の場合は、評価項目「実施方針-業務理解度」が高い者を上位とする。

(ウ) 最低基準点の設定

最低基準点は、各委員の評価点の平均点60点とする。なお、60点に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。